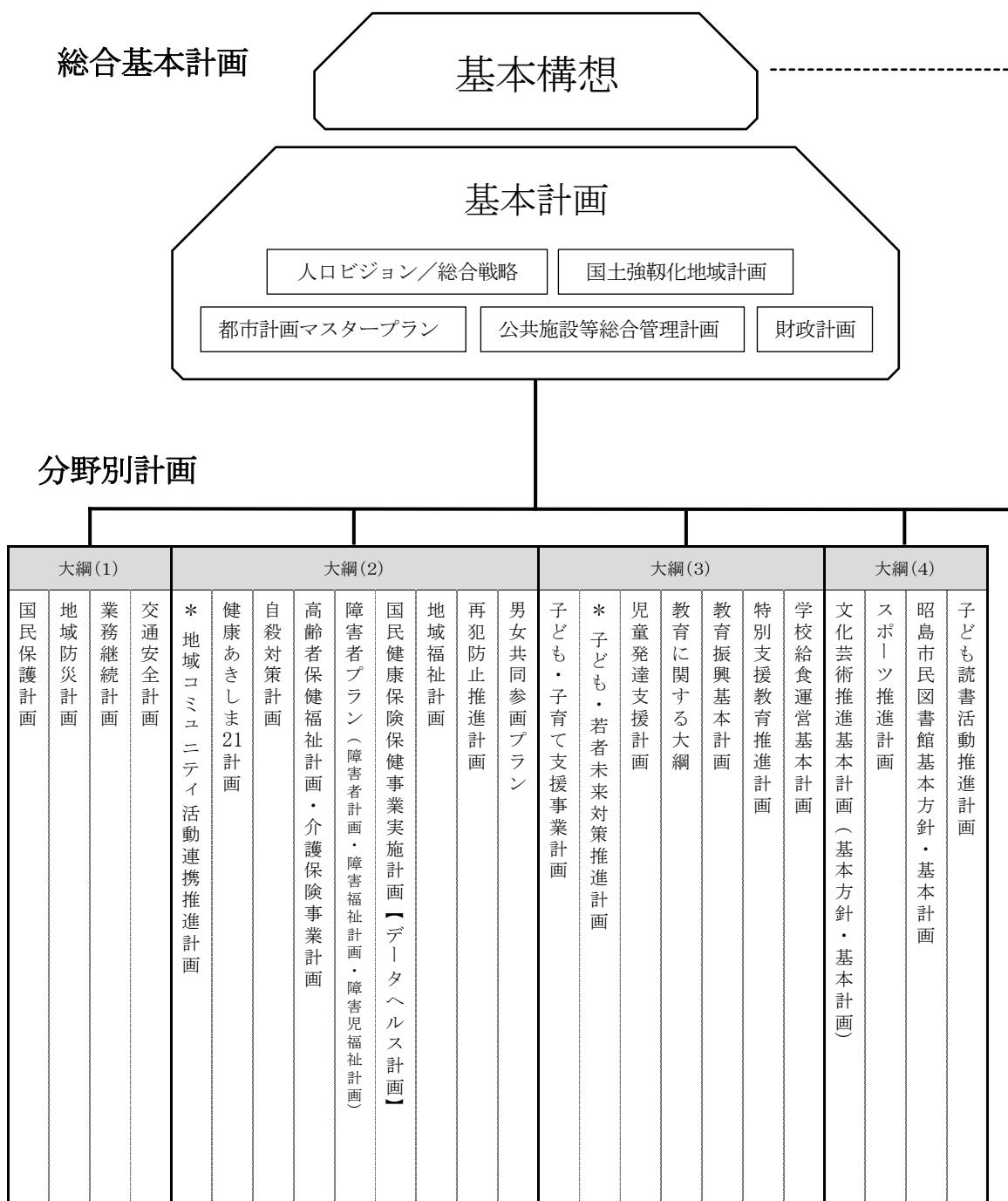


# 昭島市基本構想（案）

## 総合基本計画と各計画の位置づけ

# 水と緑が育む ふるさと昭島 ~多様性



# と意外性のある楽しいまちを目指して～

## まちづくりの理念

「人間尊重」・「環境との共生」

## 施策の大綱

- (1) 安全で安心して住み続けられるまち
- (2) 互いに支え合い、尊重し合うまち
- (3) 未来を担う子どもたちが育つまち
- (4) 文化芸術、スポーツの振興を図るまち
- (5) 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち
- (6) 快適で利便性に富んだまち
- (7) 生活を支え、活力を生み出すまち
- (8) 計画実現のために

大綱(5)		大綱(6)						大綱(7)		大綱(8)										
環境基本計画（水と緑の基本計画・生物多様性地域戦略・地球温暖化対策実行計画・地域気候変動適応計画）	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	* 災害廃棄物処理計画	水道事業基本計画	* 管網整備計画	公共下水道事業計画	下水道総合計画	* 雨水管理総合計画	下水道事業経営戦略	下水道総合地震対策計画	立川基地跡地昭島地区の昭島市域土地利用計画	昭島都市計画中神土地区画整理事業	市営住宅長寿命化計画	産業振興計画	産業振興計画 農業部門詳細編	中期行財政運営計画	公共施設等総合管理計画における個別施設計画	人財育成基本方針	人財育成基本計画	職員次世代育成支援プラン	デジタル化推進計画

注) 名称の前に「\*」の表記のある計画は、令和4（2022）年度以降に策定予定の計画です。



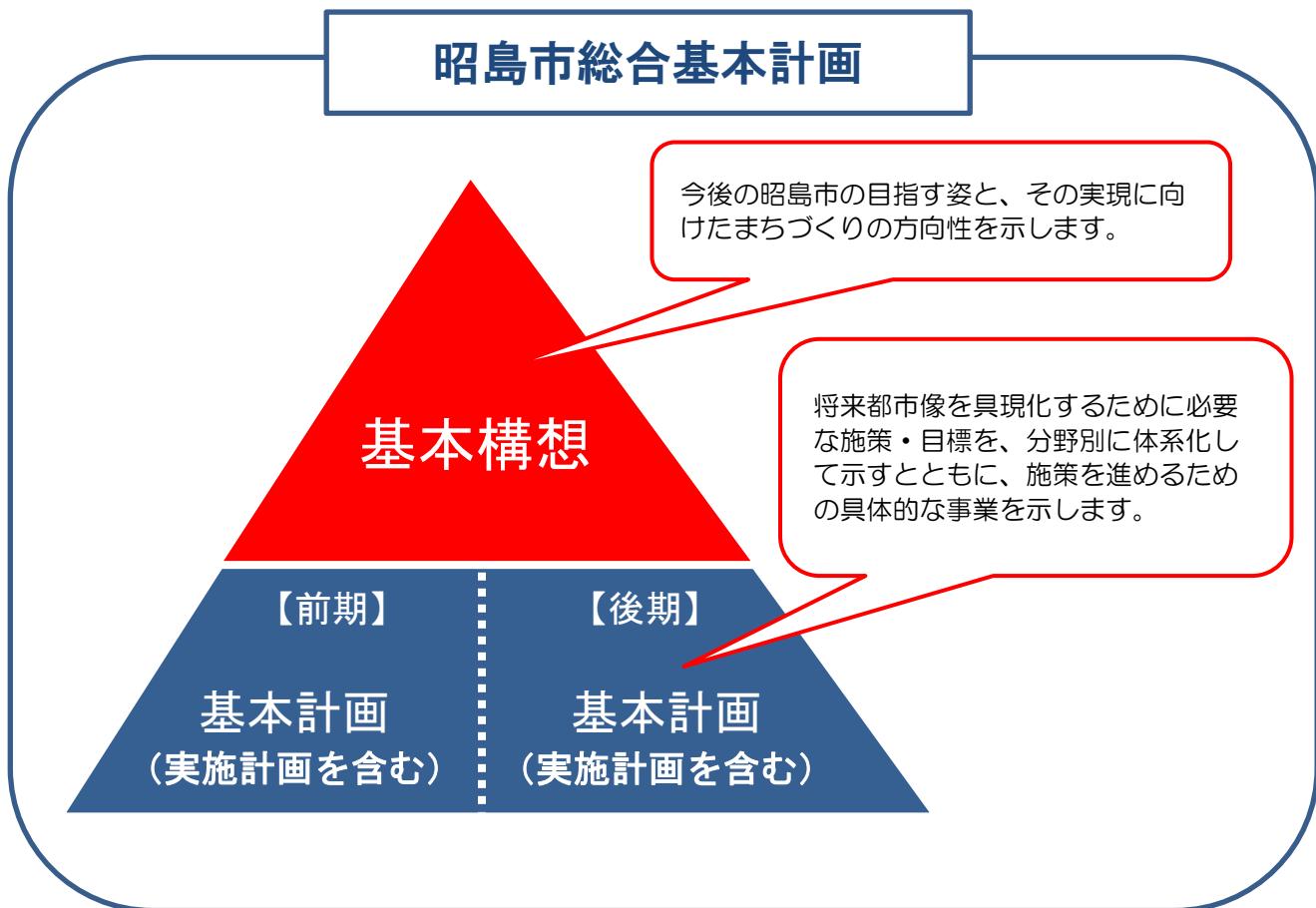
# 目次

1	基本構想の位置づけ	5
2	基本構想の構成	6
3	まちづくりの理念	7
4	まちづくりの目標（将来都市像）	7
5	まちづくりの視点	8
6	施策の大綱	10
7	目標年次	26
8	将来人口展望	26

## 1 基本構想の位置づけ

昭島市の最上位計画に位置づけられる総合基本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成されます。

このうち「基本構想」は、昭島市の目指す姿（将来都市像）と、その実現に向けたまちづくりの総合的かつ基本的な指針であり、具体的な施策・事業展開の方向性や選択基準を示すものです。併せて、市民をはじめとする地域社会における活動指針となることから、市と市民に共通する「まちづくりの基本指針」として位置づけられるものです。



## 2 基本構想の構成

基本構想は、以下の項目により構成されます。

### 1 基本構想の位置づけ

昭島市の計画における基本構想の位置づけを示します。

### 2 基本構想の構成

基本構想に記載される項目を、項目間の関係がわかる形で示します。(※当ページの内容)

### 3 まちづくりの理念

「人間尊重」「環境との共生」

今後の昭島市のまちづくりを進める上で根本となる考え方を示します。

### 4 まちづくりの目標（将来都市像）

水と緑が育む ふるさと昭島

～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～

市民・行政が共に目指す 10 年後の昭島市の姿を示します。

### 5 まちづくりの視点

- 安全・安心なまちづくり
- 水と緑の自然環境を未来につなぐまちづくり
- 互いに支え合うまちづくり
- 心豊かに過ごせるまちづくり
- 子育てしやすいまちづくり
- 活力のあるまちづくり

基本計画における各施策を進める上で、大切にする視点を示します。

### 6 施策の大綱

- (1) 安全で安心して住み続けられるまち
- (2) 互いに支え合い、尊重し合うまち
- (3) 未来を担う子どもたちが育つまち
- (4) 文化芸術、スポーツの振興を図るまち
- (5) 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち
- (6) 快適で利便性に富んだまち
- (7) 生活を支え、活力を生み出すまち

8  
計画実現のためには

将来都市像を実現するために昭島市が進める施策（詳細は基本計画を参照）の方向性を、8本の柱で示します。

### 7 目標年次

基本構想・基本計画の目標とする年次を示します。

### 8 将来人口展望

目標年次における昭島市の人口展望を示します。

### 3 まちづくりの理念

#### 「人間尊重」「環境との共生」

第五次基本構想で掲げられたまちづくりの理念「人間尊重」と「環境との共生」は、第四次基本構想から普遍的な理念として引き継がれてきました。この理念のもと進められてきたまちづくりにより、本市は「安全で利便性に富んだ都市基盤」と「水と緑に恵まれた環境」とが調和する良好な住宅都市として、また、多摩地域の中核都市にふさわしいまちとして発展を続けてきました。

本市の地域特性を十分に踏まえ、未来永劫、子々孫々に至るまで、「ふるさととしての昭島」「住宅都市としての昭島」を引き継ぎ、また、更なる発展を遂げるため、引き続き「人間尊重」「環境との共生」をまちづくりの理念として継承するものとします。

### 4 まちづくりの目標（将来都市像）

#### 水と緑が育む ふるさと昭島

#### ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～

本市は、豊かな緑と深層地下水100%の水道水を可能とする水と緑の自然環境に恵まれたまちです。この環境を大切に、「人間尊重」「環境との共生」を理念としてまちづくりを進めてきました。この結果、安全で利便性に富んだ都市基盤と、水と緑の自然環境が調和した快適な住宅都市として発展を遂げることができました。

昭島の恵まれた地域特性はまちづくりの原点です。その基盤の上で、日々の生活が営まれ、人と人との関わりが深まることによって、ふるさととしての姿が形づくられ、「ふるさと昭島」への愛着が育まれてきました。

新しい時代にあっても、「ふるさと昭島」が、将来の世代にわたって「かけがえのないまち」であり続けられるよう、恵まれた水と緑の環境を引き継ぎ、互いを尊重し合い、人と人とのつながりを大切にまちづくりを進めていかなければなりません。

また、多様化、複雑化していく社会、目まぐるしく移り変わる時代の変化の中で、「ふるさと昭島」が更なる発展を遂げるため、多様な立場の人々の多様な考え方を互いに認め合うことが重要です。

地域の多様な主体が関わり合うことによって、一人では決して生み出せない意外性のある新しい魅力を創り出し、このまちに暮らす人、このまちで生業をする人、このまちに関わるすべての人々にとって、ふるさととして誇りと愛着を持てるような、笑顔あふれる楽しいまち「ふるさと昭島」を目指していきます。

## 5 まちづくりの視点

まちづくりの目標（将来都市像）の実現に向けては、国が推進する S D G s（\*注1）やデジタル トランスフォーメーション（D X）（\*注2）といった新しい時代の変化に対応しつつ、市民との協働、市民参画を前提に、以下の視点を重視し、各施策（具体的には基本計画の中で示します。）の推進に努めます。

- 安全・安心なまちづくり
- 水と緑の自然環境を未来につなぐまちづくり
- 互いに支え合うまちづくり
- 心豊かに過ごせるまちづくり
- 子育てしやすいまちづくり
- 活力のあるまちづくり

\*注1 S D G s（エス・ディー・ジーズ）：

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略。

平成27（2015）年国連サミットにおいて、全会一致で採択された持続可能な社会の構築に向けた2030アジェンダ（令和12（2030）年までに達成する計画）の中核として記載されている国際社会共通の目標です。

人権や福祉、経済、環境問題など幅広く21世紀の世界が抱える課題の解決に向けて、「17の目標」とそれを達成するための具体的な項目である「169のターゲット」で構成されています。

\*注2 デジタル トランスフォーメーション（Digital Transformation 略してD X）：

コンピュータやそのネットワークの活用により社会のデジタル化を一層推進させ、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。効率を上げるため、合理化を図るためといった従前のIT化と違い、人々の生活の質の向上が図られるような社会・生活様式の変革を伴うものとされています。

国においてはデジタル庁の新設をはじめとし、デジタル化の強力な推進が最重要課題に位置づけられました。



## 6 施策の大綱

昨今の国内情勢は、人口減少・超高齢社会の到来、多発する自然災害への対応、国際化の進展やこれに伴う国の経済動向など、目まぐるしく変化をしています。社会構造や経済活動が大きく変革してきている状況下にあっても、昭島市の更なる発展と将来都市像『水と緑が育む ふるさと昭島 ～多様性と意外性のある楽しいまちを目指して～』を実現するため、次のとおり、施策の方針である8本の大綱を定めました。

施策の大綱とは、「まちづくりの理念」に基づき「まちづくりの視点」を踏まえ、将来都市像を実現していくため、施策の大きな方向性を示すものです。

### 《施策の大綱》

- (1) 安全で安心して住み続けられるまち
- (2) 互いに支え合い、尊重し合うまち
- (3) 未来を担う子どもたちが育つまち
- (4) 文化芸術、スポーツの振興を図るまち
- (5) 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち
- (6) 快適で利便性に富んだまち
- (7) 生活を支え、活力を生み出すまち
- (8) 計画実現のために

## (1) 安全で安心して住み続けられるまち

住み慣れた地域で生活を営み続けるために欠くことのできないものは、安全・安心な生活環境です。しかしながら私たちの生活は、地震や台風、局地的な豪雨、更には災害級の夏の猛暑など、自然災害の脅威にさらされ、いつ何時その猛威に見舞われるかは予測できません。

更には、社会・経済活動範囲のグローバル化に伴って国外からもたらされる感染症やテロリズムの脅威、特殊詐欺をはじめとする犯罪行為など、私たちの生活を取り巻く危機は多様化しています。

こうしたあらゆる危機から市民を守り、安全で安心して住み続けられるまちづくりのために、次の施策を展開していきます。

### ①防災・危機管理体制の構築

市民、自主防災組織、事業者等及び市が「自助・共助・公助」の責務と役割を果たす中で、相互の連携を強化し、平時から災害に備える「防災」とともに、迅速な情報発信を充実させることにより、災害等が発生した際に被害を最小限に抑える「減災」に努めます。

また、安全で安心な都市基盤、市街地の整備を進めるほか、インフラを含む公共施設の耐震性及び耐火性を確保するとともに、年々脅威を増している豪雨や台風への治水対策として雨水管等の整備を進めるなど、災害に強いまちづくりを推進します。

発災時には関係機関と連携し、要配慮者への状況に応じた適切な支援に努めます。また、被災者の医療救護に万全を期するため、医療や防災等関係機関と密接な連携を図り、災害時の医療救護活動に関する体制の整備を進めます。

このほか、市民の安全・安心を守るという基本的かつ根源的な責務を果たすために、私たちの日常を一変させた新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に万全を期するとともに、自然災害に対する平時からの総合的な危機管理体制の充実・強化を図ります。

## ②交通安全の推進

市内での交通事故を減少させるため、関係機関と連携し、安全で快適な交通環境の実現を目指すとともに、交通安全教育の実施や交通安全意識の啓発に努めます。

また、市民や関係機関等と連携した交通危険箇所の点検を実施し、改善に努めます。

道路や歩道、交通安全施設の維持管理を計画的に進め、安全・安心な交通環境を確保します。

## ③防犯対策の充実

すべての世代が安全で安心して暮らせるように、防犯意識を高めるとともに、市民や地域、関係団体と連携し、防犯対策、防犯活動の取組を進めます。

消費者や高齢者などが、手口が巧妙化し多様化する悪徳商法や特殊詐欺の被害にあわないよう、周知・啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

関係機関と連携し、犯罪被害者支援や犯罪者の社会復帰への支援に努めます。

## (2) 互いに支え合い、尊重し合うまち

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的な課題を克服し、市民の誰もが健康で豊かな生活を続けていくためには、地域で暮らすすべての人が自ら率先して互いに支え合い、助け合い、安心して暮らすことのできる地域社会の構築が必要です。

人生100年時代を迎えた現代にあっては、健康寿命を延ばし、いつまでも自立した生活を送れること、また一方で、在宅での医療・福祉の対応や社会保障制度の一層の充実も必要となっています。

また、成熟期を迎えた日本にあっても、いじめや虐待、性別や国籍などによる偏見や差別といった問題を抱えています。互いが互いを認め、誰もが尊厳を持って生活できる共生社会の実現が求められています。

引き続き、互いに支え合い、尊重し合うまちづくりのため、次の施策を展開していきます。

### ①コミュニティ活動の推進

市内には、市民が自主的に連携して共通の目的を達成しようとする多くの市民団体があり、自治会・自治会連合会は、地域コミュニティの中心的存在として活動しています。甚大な被害をもたらす自然災害が多発する昨今、共助の考え方につたった自治会をはじめとする地域での支え合い活動が重要となってきています。

市は、自治会など市民団体が災害時の対応や地域課題の解決に向け柔軟かつ有機的に連携し、地域の持っている力を出し合い解決に取り組む活動を支援します。

また、地域活動の担い手や、自主的かつ継続して活動できる団体を育成するとともに、新たなコミュニティの場づくりを支援し、地域の活性化や市民との協働によるまちづくりを推進します。

### ②健康支援・医療体制の充実

市民一人ひとりが自らの健康状況を把握し、自ら進んで健康づくりに取り組む環境を整えるとともに、生活習慣病の重症化予防に向けた健康相談・健康支援の充実と自殺対策の強化を図ります。また、子育て世帯を中心として、ライフステージを通じた健康づくりの支援を進めます。

市民が安心して暮らせるように、医療等関係機関の連携の強化と情報の共有を進め、地域医療の充実を図り、身近な地域で、適切な医療をタイムリーに提供できる環境を整備し、また、医療資源の効率的な活用を図る中で、一次、二次、三次の各救急・救命医療を提供できる体制を整備します。

### ③高齢者・障害者福祉の充実

関係機関やボランティア団体などが連携し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための支援と介護予防を一体的に提供できる体制を構築します。

障害の状態やその特性を踏まえた個別的な支援により、本人の希望と適性に応じ、就労や社会活動への参加が促進され、地域で自分らしく充実した生活が送れる環境を整備します。

相互に人権の理解が進み、本人の意思が尊重され、高齢者や障害のある方、認知症の方などが尊厳を持ち、決して差別されることなく、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーによる地域における多様なバリアを軽減し、すべての市民が安心して、いきいきと暮らしていく地域をつくります。

### ④社会保険制度の充実

社会保険制度の充実や支援施策の強化を国や都に要望します。

国民健康保険においては、公平・公正で安定的な財政運営を図ります。今後、更なる被保険者の増加が見込まれる後期高齢者医療保険においては、高齢者が安心して医療を受けることができる環境の維持・向上を図ります。

介護保険においては、地域包括ケアシステムの深化を目指し、各種施策の展開を図るとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現に努めます。

### ⑤地域福祉・セーフティネットによる生活環境の整備

地域にある様々な主体が専門性と個性を活かし、つながり合って、地域の課題解決に主体的に取り組み、あるいは社会的な孤立が生じないよう相互に支え合い、安心して暮らしていく地域福祉の体制を整備します。

公的なセーフティネットと地域のセーフティネットの連携により、安定的な暮らしと自立に向け、その人の状況に応じた、暮らしと仕事の支援を図ります。

### ⑥多様性を認め合える地域の醸成

人種や性別、思考等の違いにかかわることなく、互いが互いを認め、その人権を尊重し、尊厳を持って暮らし続けることのできる地域社会の形成を目指します。また、増加している外国人住民をはじめ異なる文化や習慣を持つ方々が安心して生活できるよう生活の場面ごとに支援を図り、多文化共生のまちづくりの推進を図ります。

職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場における男女共同参画を進めるために、各種講座や意識啓発、相談、格差解消に向けた支援を実施します。

また、性的マイノリティなど性の多様性を理由とした人権侵害がないよう、正しい知識の普及、偏見や差別の解消を目指した啓発を推進します。

### (3) 未来を担う子どもたちが育つまち

人口減少・超高齢社会がもたらす構造的課題の克服には、子どもたちを安心して産み育てられる環境づくりが必要です。核家族化の進展や就労形態の多様化が進む現代にあっては、妊娠・出産・子育て期の各ステージに応じた支援や、子育てしながら安心して働く環境の整備など、社会全体で子育てを支える仕組みづくりが求められています。

また、子どもたちが健やかに育つ環境づくりには、義務教育期間における学校教育の役割が重要性を増すとともに、乳幼児教育・保育から学校教育に至るまでの系統的な子育て・教育環境の整備を進めていく必要があります。

日本の未来、そして昭島の未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりのため、次の施策を展開していきます。

#### ①子ども・子育て環境の整備

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。子育て家庭については相談・支援体制の充実、親子同士の交流の場の整備など、安心して子育てできる環境を整備します。

子どもたちが性別や障害、生活困窮などにより夢や希望を阻害されることのないよう、児童や家庭への支援を行うとともに、児童虐待については、虐待予防、早期発見、早期対応に努めます。また、配慮を要すると思われる児童が社会で自立できるよう、各ライフステージと児童の特性に応じた総合的な発達支援の充実を図ります。

#### ②幼児教育・保育の充実

子育て家庭の多様なニーズに応じた教育・保育を提供するため、休日保育・一時預かり保育・病児保育など、幼児教育・保育の充実を図ります。

民間保育所等の施設を整備するなど、保育所入所待機児童の解消を図ります。

幼稚園や保育所と小学校との連携を図り、切れ目のない子どもの育成に努めます。

#### ③学校教育の充実

社会に開かれた教育課程という理念に基づき「カリキュラム・マネジメント(\*注1)」を実現します。

「確かな学力の定着」「豊かな心の醸成」「健やかな体の育成」を目指し、児童・生徒の知・徳・体のバランスの取れた成長の実現を図ります。

輝く未来に向かって、主体的に時代の転換期を生き抜く力、他者との協調、人権・平和意識の醸成、国際理解教育及び異文化理解教育の推進を図ります。

インクルーシブ教育(\*注2)システムを構築し、特別支援教育の充実を図ります。

学校教育施設及びICT等の教育環境の計画的な整備、維持管理を実施します。

子どもの健全な発育のため、安全・安心な学校給食を提供するとともに、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進します。

#### ④青少年の健全育成の推進

青少年の健全育成に関わる地域活動の支援、関係機関・組織の相互の連携を推進します。また、青少年の事故や非行を未然に防ぐための相談・指導体制の充実とともに、引きこもり等の困難を抱えた青少年の相談体制の充実を図ります。

更には、青少年が自ら参加し活動する団体の育成を支援するとともに、小学生リーダーをはじめとした段階的な青少年リーダーの育成を図り、その活用の場の充実に努めます。放課後に子どもたちが安全・安心に楽しく過ごせる居場所を提供します。

##### \*注1 カリキュラム・マネジメント：

学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

##### \*注2 インクルーシブ教育：

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

#### (4) 文化芸術、スポーツの振興を図るまち

人生100年時代にあっては、健康で価値ある人生を送るために、個々の人生の時間を充実させることが市民の切なる願いのひとつとなっています。子どもから高齢者までの各世代の知的欲求に応じ、誰もが生涯にわたり、「学び」や「学び直し」ができる環境の確保と自主学習などへの支援が求められています。

また、地域には先人から引き継がれてきた歴史的・文化的な資産として、有形無形の文化財が存在しています。これらを大切にすることは、地域を理解し、地域に愛着を持つことにつながります。このような文化財を保護・調査・活用するとともに、次代に引き継いでいくことが必要です。更には、健康づくりや生きがいづくりに向けたスポーツの普及・啓発も求められています。

こうした市民ニーズに応え、文化芸術、スポーツの振興を図るまちづくりのため、次の施策を展開していきます。

##### ①文化芸術活動の促進

市民の自主的で多様な文化芸術活動の促進とそれらに積極的に参加できる環境づくりのほか、質の高い文化や世界的に著名な芸術作品を身近に鑑賞できる機会の提供に努めます。

文化芸術を通した国内外の地域との交流が促進されるよう努めます。

関係団体等と連携し、市内の芸術家の活動を支援するとともに、総合的な文化芸術施策の推進を図ります。

##### ②文化財の保護・調査・活用

歴史的建造物や文物、郷土芸能や祭事などの有形無形の文化財を保護・保存するとともに、調査・研究を進めることは、「ふるさと昭島」づくりの重要な視点として位置づけられることから、その推進を図ります。また、それらを内外に発信し、市内に人を呼び込む観光資源として活用を図るとともに、後世に継承するための支援を通して文化財保護の普及・啓発に努めます。

##### ③スポーツ・レクリエーションの振興

市民の誰もが生涯にわたって継続的にスポーツに親しみ、取り組むための支援と快適なスポーツ環境の提供に努めるとともに、地域スポーツを支える人材の育成やスポーツを通じた地域の絆づくりに取り組みます。

また、競技スポーツ団体の活性化やトップアスリートを目指す選手の支援、障害者スポーツの普及・啓発等に努めます。

#### ④図書館活動の充実

図書館を拠点とした市民の自主的な活動を促し、継続的な学びを支援します。

ライフステージに応じた学びや、多文化・多言語などに対応した幅広い分野の資料を収集し、提供します。

学校との連携を密にし、協力・支援を行うことにより児童・生徒の学びを応援します。

おはなし会や講演等、定期的なイベントを通して図書館に親しんでもらうことにより、読書習慣の定着を図ります。

#### ⑤生涯を通じた学習活動の推進

市民の多様化するニーズや学習意欲に応え、自由な意思で学び、地域文化の振興と創造に寄与する学習機会の提供と拡充に努めます。

持続可能な地域社会の構築や多文化共生社会の実現のため、市民相互と地域のつながりを育て、地域課題の解決に向けた学習活動を支援します。

社会教育施設相互の学習活動の交流を推進し、研究・学習発表の機会の充実を図ります。

## (5) 環境負荷を低減し、水と緑の自然環境を守るまち

環境問題は自然環境のみならず、社会・経済の問題と相互に関係して複雑化し、世界的なリスクとなっています。そのため、地球環境の維持・保全という大きな課題について、国際社会ではSDGsの中においても取組を進めています。国は地球温暖化対策として、カーボンニュートラル(\*注1)の取組を進め、脱炭素社会を目指すことを宣言しました。本市としても、一自治体として、市民や事業者とともに、でき得る限りの地球環境の保全に努める必要があります。

豊かな水と緑のネットワーク(\*注2)をはじめとした自然環境の保全・活用を図り、併せて、環境負荷の低減を更に進めるため、次の施策を展開していきます。

### ① 地球環境の保全

省資源・省エネルギー型のライフスタイルの更なる普及、再生可能エネルギーの導入強化等を図りながら、地域における地球温暖化対策、気候変動適応の計画的な推進に努めます。

プラスチック・スマート社会(\*注3)の実現に向け、海洋プラスチック汚染の原因となっている使い捨てプラスチック等の削減に努めます。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育の取組を強化し、日常生活における具体的な環境に優しい行動を発信します。

低炭素型の公共交通の利用促進を図ります。

### ② 水と緑の環境の保全

自然と調和した景観の保全に向け、水と緑のネットワーク等の地域環境資源の魅力発信と活用、地域での環境保全活動等の促進を図ります。

用水路や崖線の適正な維持管理を推進し、水辺と緑地環境の更なる整備を図ります。

地下水かん養の推進により、地下水への負荷低減を図ります。

### ③ ごみ処理の推進

現在のごみ処理・リサイクル施設の適切な管理と整備を行いながら、将来を見据え、新たなごみ処理のあり方について、早急に検討します。

市民・事業者の自主的な3R(\*注4)活動を推進するとともに、これまで以上のごみの減量化・資源化を図ります。

\*注1 カーボンニュートラル：

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素（カーボン）の排出量が、実質ゼロ（ニュートラル）になっている状態。

\*注2 水と緑のネットワーク：

多摩川・玉川上水・残堀川の水と緑、立川崖線の緑と湧水など、豊かな水と緑の中で市民が楽しみ、憩い、やすらげる空間。

\*注3 プラスチック・スマート社会：

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・N G O・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進め、プラスチックの正しい処理やリサイクル方法などを理解しながら、プラスチックと賢く付き合っていく社会。

\*注4 3 R（スリー・アール）

3 Rは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表し、その意味は次のとおりです。

- ① Reduce（リデュース）：環境に優しい製品を事業者が製造・加工・販売するとともに、消費者はそういう製品を選び、手入れや修理をしながら長く使うこと。また、ごみになるものを受け取らない、無駄なものは買わないなど、できるだけごみとして廃棄されるものを少なくすること。
- ② Reuse（リユース）：使用済になんでも、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
- ③ Recycle（リサイクル）：再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

## (6) 快適で利便性に富んだまち

昭島市が今後も良好な住宅都市として発展を続けていくためには、深層地下水100%の水道水を安定的に供給し続けるとともに、子どもから高齢者まで、また、障害の有無にかかわらず、誰にとっても快適で利便性に富んだまちづくりを進めていく必要があります。

一方、道路・橋りょう・管路といったインフラは、老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えます。このため、計画的に都市基盤を整備していく必要があります。

公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化など整備に係る優先順位を明確にしつつ、市民の安らぎの場となる公園の維持管理を含めた快適な都市空間の整備や、現代社会における新たな課題である空き家等への対応を図るため、次の施策を展開していきます。

### ①公共交通網の充実

公共交通における利便性の向上に向けて、混雑の緩和やユニバーサルデザインの導入など、引き続き関係機関に要請を行います。

また、超高齢社会における課題克服に向けて、移動や外出時の交通手段の確保に努めます。

### ②道路環境の整備

道路等の適切な維持管理に努め、計画的な更新を行うとともに、高齢化の進展を踏まえた歩道の拡幅、段差の解消等を進めるほか、歩行者と自転車の混在を減少させることなどにより、人にやさしい道路づくりを進めます。併せて、歩行中の休憩場所やモニュメントの設置など、歩いて楽しい魅力ある歩道空間の整備を進めます。

また、都市計画道路については、機能性、安全性はもとより地域環境との調和にも配慮しながら、計画的な整備を促進していきます。

### ③深層地下水100%水道水の供給

市民と市の宝である深層地下水100%の安全でおいしい水道水を、将来にわたって安定供給していきます。

### ④下水道の維持管理

公営企業会計により下水道事業の経営基盤を強化し、健全で安定的な運営を図ります。また、市民が衛生的で快適な生活を続けられるよう汚水管の維持管理に努めるとともに、浸水対策の観点から雨水管の整備及び維持管理に努めます。

### ⑤市街地の整備

地域の特性に配慮して適切に都市計画制度を運用し、良好な市街地形成の整備・保全を図ります。また、大規模団地の建替え事業等の機会を捉え、周辺地域との一体的な整備に向けて関係機関と連携し、利便性・快適性の高いまちづくりを進めます。

## ⑥快適な公園の確保

子どもから高齢者までの多様なニーズに応え、誰もが快適に利用できる公園となるよう、施設の適正な維持管理を進めるとともに、市民とともに美化・清掃活動を行い、地域に根ざした親しみのある公園の保持に努めます。

## ⑦住環境の保全

誰もが住みやすく、住み続けたいと思う良好な住環境の保全を図るため、航空機騒音などの公害対策、社会問題となっている空き家等への対策を推進します。また、良好な住環境の保全やまちの美化、清掃に努め、美しいまちの実現を図ります。

## (7) 生活を支え、活力を生み出すまち

経済のグローバル化や情報通信技術の進化により、産業構造の転換が進む一方で、中小企業や商店街、都市農業においては、労働力や後継者不足など、深刻な課題を抱えています。

活力ある地域の構築と活性化に向けて、時代にあった商工業、都市農業の振興や、地域の独自性をもった観光まちづくりの推進のほか、産業間の連携に取り組むとともに、多様な雇用環境の変化や新たな消費形態に対応した勤労者や消費生活への取組を推進していく必要があります。このため、次の施策を展開していきます。

### ①地域振興と就労環境の充実

商業、工業、農業、観光による産業間連携を促進し、地域の振興や地域の活性化を目指します。また、地域の産業特性を活かした「昭島ブランド」の構築に努めます。

事業承継や創業支援のために新しい事業者を生み育てる仕組みづくりを推進します。

また、市内企業等と連携したまちづくりに努め、職住近接の就労環境の確保を図るとともに、就労希望者と労働力を求めている企業とのマッチングを支援し、雇用の確保を図ります。

労働相談の充実を図るとともに、中小事業所で働く方と事業主の福利厚生事業の充実を図るため、関係機関の活動を支援します。

### ②商工業の振興

ものづくり企業のみえる化を推進することにより、優れた技術や商品、工業力を市内外にPRするとともに、工業が市民の身近な存在となるよう支援します。

また、新しい発想をもった若者の創業を支援するとともに、個店の魅力を発信するなど市民に愛されるお店づくりを支援し、併せて商店街の活性化を促進します。

### ③都市農業の振興

農家の取組と農産物の紹介、経営の多角化をサポートすることなどにより、やりがいづくりと収益の向上を図り、魅力的な農業経営を目指します。市民の「農」に触れ合う機会を増やし、市内農業・農産物への関心と理解を高めるなど、啓発に努めます。

### ④観光まちづくりの推進

歴史的・文化的資産や、独自技術を公開している企業などの既存の観光資源を活用するほか、新たな観光資源の開発、産業間連携や広域的な連携による観光を推進します。

また、ロケーションサービスなどを活用し、市のイメージや知名度の向上に努めます。

## ⑤消費生活環境の充実

様々な商品が市場にあふれ、多様な商品購入形態が普及する中で、市民が商品知識や取引情報を活用して、人や社会、環境に配慮した適切な消費行動がとれるように施策の展開や情報の提供に努めます。

## (8) 計画実現のために

昨今、市民が求める行政ニーズは、多様化、高度化、専門化しています。また、人口減少・超高齢社会の構造的課題への対応も求められています。目まぐるしく変化する社会環境の中で、多種多様な市民ニーズに的確に応えるとともに、昭島の魅力を改めて再発見できるまちづくりを進めるため、行政の体制構築が求められています。

しっかりとした財政見通しに基づく健全で持続可能な財政運営と、情報通信技術を活用した効率的な行政運営を推進し、また、市民や事業者との参画・協働による幅広い公共サービスを実現していくために、次の施策を展開していきます。

### ①健全で持続可能な行財政運営の推進

人口減少・超高齢社会の構造的課題の一つである社会保障費の増加や、公共施設等の維持管理などによる財政負担の増加、グローバル経済の動向による地域経済への影響などを分析し、適切な行財政の運営、持続可能な財政見通しによる各種施策の着実な推進を図ります。

### ②連携と協働によるまちづくりの推進

市民の多様な公共ニーズに応えるため、関係機関や民間企業との連携を図り、効率的・専門的なノウハウを取り入れ、行政サービスの向上に努めます。

また、市民の声を幅広く聴き、ニーズを的確にとらえるとともに、行政への参画を推進し、まちづくりや施策の展開に努めます。

### ③情報通信技術の活用によるまちづくりの推進

ICT、AIといった技術を活用し、市民の利便性を高めるとともに、市民との情報共有や効果的な情報提供により、市民参画を推進します。併せて、行政の透明性を高めることで効率的かつ機能的な行政運営に努め、Society 5.0 (\*注1) の実現を図ります。

### ④「ふるさと昭島」として愛されるまちづくりの推進

誰もが笑顔で楽しく過ごすことができ、世代が変わっても「住んで良かった。ここで住み続けたい、生業を続けていきたい。」と思える「ふるさと昭島」として、誇りと愛着を持てるまちづくりを進めます。

\*注1 Society 5.0 (ソサエティ・ゴテンゼロ) :

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すものです。サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する、我が国が目指すべき未来の姿として提唱されています。

## 7 目標年次

### ○基本構想

令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年次とします。

### ○基本計画

目標年次は基本構想と同じですが、前期計画5年・後期計画5年とします。

- ・前期計画の計画期間は令和4（2022）年度から令和8（2026）年度
- ・後期計画の計画期間は令和9（2027）年度から令和13（2031）年度

## 8 将来人口展望

目標年次（令和13（2031）年）における人口の将来展望は112,000人とします。

